

JNA「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」と 厚生労働省「ネイルサロンにおける衛生管理に関する指針」の比較について

NPO 法人日本ネイリスト協会（JNA）は、安全で安心なネイルサービスの環境を整備するため「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」を2009年12月25日に制定し、いち早くその普及に努めて参りました。

その後、厚生労働省より、「ネイルサロンにおける衛生管理に関する指針」が、2010年9月15日付で発表されました。この指針は、当協会の「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」と、非常に近い内容でまとめられていました。（※1）

また、パブリックコメント（指針等の原案を事前に公表し、国民から意見等を求める制度。寄せられた意見に対する行政機関の考え方も公表される）に対する厚生労働省の見解も2010年9月17日付けで示されています。（※2）

今後は、ネイルサロンにおいて健康被害が発生し保健所等に相談が寄せられた際には、地域保健法（昭和22年法律第101号）に基づき、指導または助言が行われることをご承知おきください。

また今後の衛生管理教育に関しては、保健所等による指導、監督だけではカバーしきれない点が想定されることから、JNAの自主的な取り組みによる衛生水準の向上が期待されており、JNA認定「ネイルサロン衛生管理士」は、社会的信頼を得る質の高いネイルサービスの提供のために、欠かすことのできない重要な役割を担っています。

※厚生労働省「ネイルサロンにおける衛生管理に関する指針」および「パブリックコメントに対する厚生労働省の見解」の全文は、厚生労働省のJNAのホームページでご覧いただけます。

※1「ネイルサロンにおける衛生管理に関する指針」に関する特記事項については、次ページの【表-B】をご参照ください。

※2「パブリックコメントに対する厚生労働省の見解」に関して特筆すべき点については、下記の【表-A】をご参照ください。

パブリックコメント（指針の原案に対して寄せられた意見）に対する厚生労働省の見解より抜粋 表-A

寄せられた意見の主旨		厚生労働省の見解（御意見に対する考え方より抜粋）
衛生管理者の資格	ネイルサロンの衛生管理者の資格は必要か。	衛生管理責任者は、ネイルサロンにおける経験年数等一概にその基準を示すことは難しいことから、知識及び経験を有するものとしております。
教育制度	つけ爪による被害防止として、国は公的な教育制度の整備等による業界育成を平行して行うべきである。	本指針は、ネイルサロンの衛生管理に関する指針であり、営業者が守っていく自主的なものです。 また、保健所等による指導・監督だけでは、カバーしきれない点が想定されることから、業界による自主的な取り組みなどにより、衛生水準の向上に努めることも考えられます。
	衛生に関する専門知識や、国家資格を有しない者に対する指導体系が無い中での問題点。	保健所による指導・監督だけでは、カバーしきれない点が想定されることから、業界による自主的な取り組み等により、衛生水準の向上に努めることも考えられます。
	ネイルサロンにおける衛生管理に関する指針について、誰が周知・指導を行うのか。	都道府県等においては、ネイルサロンにおいて健康被害が発生し、保健所に相談が寄せられた際には、地域保健法に基づき、指針を用いて、その施設へ指導を行うことを想定しております。
言葉の解釈	この指針の文中の「望ましい」または「望ましいこと」の言葉の解釈について明確にしてほしい。	「望ましい」「望ましいこと」は、ネイルサロンの衛生を担保する観点から、各施設の実態に応じて可能な限り記述された事項の遵守が期待されるものを示しております。
ネイリストの資格	現在、ほとんどの店舗において、理美容の国家資格を持たないネイリストが仕事に従事している現状について。	美容師法における「美容」とは、「パーマントウェーブ、結髪、化粧等の方法により容姿を美しくすることをいう」とされているところであり、通常、首から上の容姿を美しくすることとしております。 したがって、首から上の施術を全く行わず、マニキュア、ペディキュア又はつけ爪等のいわゆるネイルのみを行っている場合は、美容師法でいう「美容」には含まれないものです。 なお、美容所においては、美容行為に付随する行為としてマニキュア又はペディキュア等を行っている場合もあることから、美容師法において、これら全体の衛生水準の確保を図っているところです。

厚生労働省より出された「ネイルサロンにおける衛生管理に関する指針」と
JNAが制定した「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」を比較した特記事項

表-B

厚生労働省「ネイルサロンにおける衛生管理に関する指針」に盛り込まれた主な内容		厚生労働省の考え方より抜粋	備考
施設及び設備	第3-1 施設は、隔壁等により外部と完全に区分されていること。ただし、隔壁等により区分することのできない施設の場合は、仕切り(カーテン含)等により区分すること。	区分については、完全に隔離されていることが望ましい。また、仕切りについては、床の色が異なる、床にテープを貼る、など第三者が分かるようにすることが望ましい。	JNAの見解と同じです。
	第3-4 客の待合所を設けることが望ましいこと。設けることができない場合には、待合所に替わる場所を設けるなど、施術中の客と施術前後の客が混在しないようにすること。	作業に直接関係ない場所の例示として、「待合所」を示しており、必要置を求めるものではありません。 各施設の実態に応じて可能な限り、待合所を設けていただきたい。設けることができない場合には、各施設の実態に応じて、混在しないように対処していただきたい。	待合所が設けられない場合は、施術中のお客様と混在しないように対処しましょう。
	第3-9 作業場の床及び腰張りは、清掃が容易に行える構造であること。	作業場の床及び腰張りは、清掃が容易に行える構造であれば、理容所、美容所と異なる材質でも構わないと考えております。	毎日行う清掃に支障がなければ、耐水性でない材質でも問題はありません。
	第3-12(2) 換気設備等については、労働安全衛生法の規定も確認すること。	「労働安全衛生法」における有機溶剤の取り扱いについてはを参照すること。	揮発性の有機溶剤を取り扱う立場から、通気の不十分な場所での取り扱いを避け、十分な換気を行える環境を整備しましょう。
管理	第4-1(16) 使用する薬品類は、所定の場所に保管し、その取扱いに十分注意すること。 ※薬品類の保管については、消防法の規定も確認すること	「消防法」における危険物の取り扱いについてはを参照すること。	火災予防上の観点から、第4類引火性液体(アセトン、アルコール類)の取り扱いと保管については、特に留意しましょう。
衛生的取り扱い	第5-24 感染症もしくはその疑いのある者又は皮膚疾患のある者を扱ったときは、施術終了後、従業者の手指や使用した器具などの消毒を厳重に行うこと。	——	通常であれば、施術をお断りする対象ですが、万が一、施術を行った場合の対処法として参考にしましょう。
	第5-26 施術に使用する薬剤等については、その成分等内容を把握し、適正に使用すること。なお、爪化粧品類(ネイルエナメル、除光液等)、化粧水、クリーム、乳液、ハンドクリーム、化粧用油、石けん、ハンドソープ等の使用に当たっては、医薬部外品、化粧品として、薬事法による承認、届出をされたものを使用すること。	——	爪化粧品類の使用に当たっては、化粧品又は医薬部外品を使用することが望ましい。さらに、その薬剤の成分内容を把握し、適正に使用しましょう。
消毒	第6-6(1)ア 血液、体液等に触れ、目に見える汚れがある場合、あるいは、速乾性擦式消毒薬が使用できない場合は、流水と石けんを用いて少なくとも手指を15秒間洗浄すること。	——	手指の通常の消毒方法で、血液や体液に触れた場合の消毒の方法や、アルコール製剤を避けるべきアレルギーや過敏な方への配慮が記載されています。